

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第2号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
公安委員会	警察本部	略	略	公安委員会	警察本部	略	略
		広報相談統括官	4種			広報相談統括官	4種
		<u>企画室長</u>	<u>4種</u>				
		人材育成室長	4種			人材育成室長	4種
						<u>人事企画官</u>	<u>4種</u>
		取調べ監督室長	4種			取調べ監督室長	4種
		略	略			略	略
		安全・安心まちづくり推進室長	4種			安全・安心まちづくり推進室長	4種
						<u>人身安全対策室長</u>	<u>4種</u>
		少年サポートセンター所長	4種			少年サポートセンター所長	4種
略	略	略	略				
略				略			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。